成田市部活動地域移行モデル事業業務委託仕様書

１．件名

成田市部活動地域移行モデル事業業務委託

２．業務の趣旨

（１）目的

スポーツ庁及び文化庁が令和４年１２月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。

これを受け本市においても、土日・祝日の学校部活動に変わる地域クラブ活動の運営を委託し検証することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査するとともに、段階的な地域展開を進めるために実施するものである。

現在市内中学校、義務教育学校を活動場所とした地域クラブが１１クラブ稼働しているが、この取り組みをさらに発展させ、市内を４つの拠点に分け、各拠点で複数種目の地域クラブを稼働させることで、「生徒数に応じた適正な地域クラブの数」、「適切な指導者数」、「活動場所の確保」、「生徒の移動手段」及び「将来的に持続可能となる受益者負担額」を検証する。

また、稼働させる地域クラブを、大会参加を目的とする「ステップ型地域クラブ」と趣味嗜好型の「エキサイト型地域クラブ」にジャンル分けをし、本事業では主にステップ型地域クラブの確立を進めることで、今後、地域クラブとして大会に参加した際に生じる課題等についても検証する。

（２）履行期間

令和７年９月１日（月）から令和８年３月３１日（火）まで

※小中学校体育連盟主催の新人戦終了後（令和７年１０月以降）、２週間以内にクラブを稼働すること。また、地域クラブの練習は令和８年２月末までとし、令和８年３月の活動は新年度に向けた準備期間とする。

（３）本業務における対象校及び移行対象部活動

①令和７年９月以降新たに稼働する地域クラブ　（※は現在稼働している地域クラブからステップ型地域クラブに移行する種目。なお、現在中台中を活動場所として稼働しているソフトテニスクラブは令和７年８月末で終了）

<table>
<tr><th>拠点</th><th>対象校</th><th>実施種目</th><th>２拠点合同実施種目</th><th>全拠点合同実施種目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成田中央</td><td>成田中学校</td><td rowspan="2">・ソフトテニス（男女）
・軟式野球（混合）※
・剣道（男女）※
・サッカー（混合）</td><td rowspan="5">・サッカー
・女子バスケットボール</td><td rowspan="8">・柔道（男女）※
・水泳（男女）
・バドミントン（男女）
・男子バレーボール</td></tr>
<tr><td>遠山中学校</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成田北部</td><td>久住中学校</td><td rowspan="3">・陸上競技（下総みどり学園を除く）
・ソフトテニス（男女）
・軟式野球
・剣道（男女）※
・卓球（男女）
・男子バスケットボール※</td></tr>
<tr><td>下総みどり学園</td></tr>
<tr><td>大栄みらい学園</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成田ニュータウン北</td><td>中台中学校</td><td rowspan="3">・ソフトテニス（男女）
・軟式野球（混合）
・サッカー（混合）
・女子バレーボール※
・バスケットボール（男女）</td><td rowspan="5">・剣道（男女）</td></tr>
<tr><td>吾妻中学校</td></tr>
<tr><td>玉造中学校</td></tr>
<tr><td rowspan="2">成田ニュータウン南</td><td>西中学校</td><td rowspan="2">・ソフトテニス（男女）
・卓球（男女）※</td></tr>
<tr><td>公津の杜中学校</td></tr>
</table>

〇上記は公告時点の予定であり、契約締結時に変更する可能性がある。

〇拠点活動種目、２拠点合同実施種目の活動場所は、対象校内でローテーションする。

②令和７年９月以降、現在稼働している地域クラブの扱い

対象校	実施種目	令和７年９月以降の形態
成田中学校	剣道	ステップ型地域クラブ（成田中央）へ移行
遠山中学校	野球	ステップ型地域クラブ（成田中央）へ移行
久住中学校	バスケットボール	ステップ型地域クラブ（成田北）へ移行
西中学校	柔道	ステップ型地域クラブ（市内全域）へ移行
中台中学校	ソフトテニス	令和７年８月末で終了し、新たなステップ型地域クラブとして稼働
吾妻中学校	バスケットボール	エキサイト型地域クラブへ移行
玉造中学校	バレーボール	エキサイト型地域クラブ（ニュータウン北）へ移行
公津の杜中学校	卓球	ステップ型地域クラブ（ニュータウン南）へ移行
公津の杜中学校	吹奏楽	エキサイト型地域クラブへ移行
下総みどり学園	剣道	ステップ型地域クラブ（成田中央・成田北）へ移行
大栄みらい学園	卓球	ステップ型地域クラブ（成田北部）へ移行

３．業務内容

（１）地域クラブ開始までの事前業務

令和７年度小中学校体育連盟が主催する新人戦終了後、速やかに地域クラブが稼働できるよう以下に示す内容を契約締結後、速やかに実施すること。

①教育委員会等が主催する、対象児童生徒及び保護者への事前周知活動に同行し活動の趣旨を説明する。

②地域クラブの活動開始に向けた生徒の事前登録（連絡ツールへの登録含む）を速やかに行う。

③兼職兼業を希望する教職員の登録が完了するまでのサポートを行う。

④指導者確保及び、指導者に対する事前研修をクラブ稼働前までに実施する。

⑤参加生徒及び指導者の保険の加入を活動開始前までに確実に行う。

⑥活動開始月の１週間前までに次月の活動計画書を作成し（活動場所がローテーションする種目は、活動場所を含んだものを）生徒及び保護者、教育委員会に通知する。

（２）土日・祝日の地域クラブ運営業務

①実施時間

土日・祝日を原則とし、１回あたり３時間程度の活動を原則とする。

②実施日数

令和７年度小中体育連盟主催の新人戦終了後２週間以内に開始し、週に１回程度の活動を原則として、履行期間内で２６日程度とする。ただし、年末年始、学校都合及び天候不順等により活動できない日を除く。

③地域クラブ参加対象者

土日・祝日の地域クラブ活動に参加を希望する生徒を対象とする。特別支援学級に在籍する生徒や外国語の対応が必要な生徒、運動誘発アレルギー反応がある生徒については、きめ細かな配慮が必要であるため、保護者への聞き取り等により適切に対応すること。

④地域指導者の謝金

地域指導者の謝金については、1,600 円程度とし、詳細については別途協議を行うこととする。

（３）広報業務

活動内容や各地域クラブからのお知らせを生徒や保護者、地域住民に幅広く周知するためのシステムを構築すること。また、随時地域クラブの指導者を募集するためのシステムも併せて構築すること。

（４）調査研究業務

①市内中学校、義務教育学校を４つの拠点に分け、現状部活動として活動をしている種目を地域クラブ化し、練習及び大会に参加するにあたり、モデル事業で実施する「拠点の数」、「拠点内での活動場所」、「指導者数」が本市の規模に対して妥当であるか検証し明らかにする。

②ステップ型地域クラブ指導者が、実際に大会に生徒を引率する中で生じる課題についてまとめ、その対応を明らかにする。

③受益者負担を開始した際、困窮世帯になるべく負担をかけない程度の適正な負担額設定を（４）①の要件を踏まえながら算出するとともに、複数の受益者負担額のパターンを想定し、設定金額に応じた構築環境を提案する。

④生徒の自宅から活動場所までの移動に関する課題を洗い出すとともに、移動する距離が長い家庭には、実際の稼働に際して対策を講じられるよう受注者側から提案する。

⑤エキサイト型地域クラブ立ち上げまでの流れを確立し、新たなエキサイト型地域クラブを１クラブ程度立ち上げる。（生徒の意見集約から指導者・活動場所の確保及び受益者負担額の設定、クラブ設立の呼びかけ及

び部員の募集、活動実施までの流れを、教育委員会・保護者・地域住民等に示す。）

⑥保護者、生徒、学校及び地域クラブ指導者にアンケートを実施し、それぞれの立場から、地域クラブへ展開する際のメリット、デメリット等を明らかにする等の分析を行なう。

（５）報告書作成業務

①活動報告書の作成及び提出

受注者は、対象地域クラブの活動状況及び大会への参加状況、指導者や参加生徒及び保護者の声等をまとめた活動報告書を毎月作成し、活動実施後５日以内に電子データで市へ提出する。

②事業報告書作成の及び提出

受注者は、本業務を通じて得た調査研究結果をもとに、上記（４）①～⑥の項目に沿って検証結果をまとめるとともに、本事業を実施した上で生じる課題や対応策について報告書にまとめ、書面及び電子媒体で市へ提出する。なお報告書は、毎月の進捗について都度提出するとともに、事業終了後に全てをまとめたものについても提出すること。

（６）アドバイザー業務

令和８年度実施予定のクラブ活動の地域展開に向けて、展開業務の支援や、必要に応じ、学校・地域団体・その他関係者へヒアリング等を実施し、地域クラブ活動の開始を円滑に進めること。

４．実施要件

（１）指導者の配置

地域クラブ活動指導業務に従事する地域指導者を生徒１５名程度に対して１名配置し、実施の都度、地域指導者を派遣すること。

（２）活動場所

対象校施設を利用することを原則とする。生徒の移動の負担を減らすために活動場所については、拠点内をローテーションすることを基本とする。また、活動開始月の１週間前までに次月の活動計画書を作成し、各クラブ、保護者及び教育委員会に周知すること。

また、学校施設の中でも貸出を行っていない場所を希望する場合については、受注者を通じて学校と協議し、活動場所の確保を行う。

他の施設等を使用する場合には、受注者があらかじめ保護者へ周知し、理解を得た上で実施する。また、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

（３）学校との連携

学校施設及び地域クラブで使用する用具等の借用や、学校部活動との連絡調整については、受注者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。また、学校と地域クラブが生徒の様子を共有できる場を必要に応じて構築すること。

（４）緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受注者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し市へ提出すること。また、参加者及び指導者の保険加入や一次対応のための備品整備については受注者が対応すること。

（５）説明会等への協力

受注者は市の要請に応じて、生徒及び保護者、地域クラブ団体への説明会、部活動の地域展開に関する協議会に参加し、検証の進捗状況の説明をすること。（部活動の地域展開に関する協議会開催予定日：①１０月中旬②１２月中旬③１月下旬④２月中旬）

（６）問い合わせ窓口の設置

本業務の履行期間中は、市、保護者及び対象校からの問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

（７）大会参加

地域クラブ指導者は、生徒が参加する大会に帯同（引率）し、生徒のサポートのほか、状況に応じて大会運営に協力すること。大会への帯同は、１回あたり８時間で履行期間中１０回程度とする。

事情により、地域クラブ指導者が参加できない場合は、指導者の代理をたてるなど、子ども達に不利益が生じないようにすること。また同種目で、地区によって参加する大会に差が生じないようにすること。

５．成果品

（１）本業務の成果品は、本仕様書３（４）および（５）で示した各報告書及び報告書作成に使用した資料一式とし、提出部数等は以下のとおりとする。

① 紙媒体（製本版、Ａ４カラー）　５部

② 電子媒体（ＣＤ－Ｒ等にデータを格納したもの）　２枚

（２）本業務における成果品、資料等の所有権及び著作権は、契約期間にかかわらずすべて市に帰属するものとし、受注者への断りなく、成果品を業務等に活用できるものとする。

（３）受注者が成果品及び資料等を公開、利用等することについては、市が承認する場合を除き原則認めないものとする。

６．検査

受注者は、業務完了時に成果品の検査を受けなければならない。また、業務完了後に受注者の責による不備等が発見された場合、市が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

７．その他

（１）当該業務の遂行に当たり、受注者は、受注者と直接雇用関係にあるものの中から業務主任担当者を選任すること。

（２）受注者は、本業務の履行に当たり、以下のガイドラインを遵守すること。

①スポーツ庁及び文化庁策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン

②千葉県策定の地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン

（３）受注者は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、市の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

（４）本業務の履行中に生じた諸事故等により、市及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が賠償の責任を負う。

（５）この仕様書に定めのない事項において疑義を生じた場合は、その都度受注者と市が協議の上定めるものとする。

（６）事業計画に関わらず、毎月の業務実績に応じて、委託費用を市に請求できるものとする。